

デジタル庁
○ 令第十一号
総務省

出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律（令和六年法律第五十九号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び住民基本台帳法の一部を改正する法律（令和七年法律第三十八号）の施行に伴い、並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第十九条第八号及び別表の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報情報の提供に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年七月二十八日

内閣総理大臣 石破 茂

総務大臣 村上誠一郎

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する

る法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報提供に関する命令の一部を改正する命令（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令の一部改正）

第一条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第十八条の八 法別表三十一の四の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。 一 出入国管理及び難民認定法第六条第二項の上陸の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 二 出入国管理及び難民認定法第九条第一項、第十条第八項若しくは第十一条第四項の上陸許可の証印又は同法第九条第四項の記録に関する事務 三 出入国管理及び難民認定法第十条第一項の口頭審理に関する事務 四 出入国管理及び難民認定法第十九条第二項の許可の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 五 出入国管理及び難民認定法第十九条の六、第十九条の十五の四第三項、第二十二条第三項（同法第二十二条の二第四項（同法第二十二条の三において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）又は第五十条第七項の在留カードの交付に関する事務 六 出入国管理及び難民認定法第十九条の七第一項若しくは第十九条の八第一項の住居地の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 七 出入国管理及び難民認定法第十九条の九第一項の新住居地の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 八 出入国管理及び難民認定法第十九条の十第一項の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 九 出入国管理及び難民認定法第十九条の十一第一項若しくは第二項の在留カードの有効期間の更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 十 出入国管理及び難民認定法第十九条の十二第一項若しくは第十九条の十三第一項若しくは第三項の在留カードの再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 十一 出入国管理及び難民認定法第十九条の十五の在留カードの返納に関する事務 十二 出入国管理及び難民認定法第十九条の十五の二第六項の特定在留カードの交付に関する事務 十三 出入国管理及び難民認定法第十九条の十五の四第二項の特定在留カードの返納に関する事務 十四 出入国管理及び難民認定法第十九条の十六から第十九条の十八までの届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 十五 出入国管理及び難民認定法第二十条第四項（同法第二十一条第四項、第二十二条の二第三項（同法第二十二条の三において準用する場合を含む。））及び第六十一条の二の五第三項において準用する場合を含む。）又は第六十一条の二の二第二項の措置に係る在留カードの交付に関する事務 十六 出入国管理及び難民認定法第二十五条第一項の出国の確認に関する事務	〔新設〕

第二十條の二 法別表三十五の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔一〕三 略 四 私立学校教職員共済法による退職等年金給付の支給及び当該退職等年金給付の受給権者に係る請求等（請求、申請、届出又は申出をいう。以下この号及び第十五号において同じ。）の受理、その請求等に係る事実についての審査又はその請求等に対する応答に関する事務 〔五〕九 略 十 私立学校教職員共済法第二十五条において読み替えて準用する国家公務員共済組合法附則第十三条の二第一項の一時金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 十一 略 第二十一条の二 法別表三十七の項の主務省令で定める事務のうち、厚生年金保険の実施者である厚生労働大臣に係るものは、次のとおりとする。 〔一〕六 略 七 厚生年金保険法附則第二十九条第一項の脱退一時金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 八 法別表三十七の項の主務省令で定める事務のうち、厚生年金保険の実施者である国家公務員共済組合連合会に係るものは、次のとおりとする。 〔一〕五 略 六 厚生年金保険法附則第二十九条第一項の脱退一時金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 七 法別表三十七の項の主務省令で定める事務のうち、厚生年金保険の実施者である地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済連合会に係るものは、次のとおりとする。 〔一〕五 略 八 厚生年金保険法附則第二十九条第一項の脱退一時金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 九 法別表三十七の項の主務省令で定める事務のうち、厚生年金保険の実施者である日本私立学校振興・共済事業団に係るものは、次のとおりとする。 〔一〕五 略 十 厚生年金保険法附則第二十九条第一項の脱退一時金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 第二十三条の三 法別表四十三の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔一〕二 略 三 国家公務員共済組合法による退職等年金給付の支給及び当該退職等年金給付の受給権者に係る請求等（請求、申請、届出又は申出をいう。以下この号及び第八号において同じ。）の受理、その請求等に係る事実についての審査又はその請求等に対する応答に関する事務	第二十條の二 〔同上〕 〔一〕三 同上 四 私立学校教職員共済法による退職等年金給付の支給及び当該退職等年金給付の受給権者に係る請求等（請求、申請、届出又は申出をいう。以下この号及び第十四号において同じ。）の受理、その請求等に係る事実についての審査又はその請求等に対する応答に関する事務 〔五〕九 同上 〔新設〕 十一 同上 第二十一条の二 〔同上〕 〔一〕六 同上 〔新設〕 〔一〕五 同上 〔新設〕 〔同上〕 〔一〕五 同上 〔新設〕 〔同上〕 〔一〕五 同上 〔新設〕 〔同上〕 〔一〕五 同上 〔新設〕 〔同上〕 〔一〕五 同上 〔新設〕 第二十三条の三 〔同上〕 〔一〕二 同上 三 国家公務員共済組合法による退職等年金給付の支給及び当該退職等年金給付の受給権者に係る請求等（請求、申請、届出又は申出をいう。以下この号及び第七号において同じ。）の受理、その請求等に係る事実についての審査又はその請求等に対する応答に関する事務
---	---

〔四・五 略〕 六 国家公務員共済組合法附則第十三条の二第二項の一時金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 七 略	〔四・五 同上〕 〔新設〕 六 同上
第二十四条の二 法別表四十六の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔一〇六 略〕	第二十四条の二 〔同上〕 〔一〇六 同上〕
七 国民年金法附則第九条の三の二第一項の脱退一時金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務	〔新設〕
第三十条の三 法別表五十九の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔一〇十一 略〕	第三十条の三 〔同上〕 〔一〇十一 同上〕
十二 地方公務員等共済組合法による退職等年金給付の支給及び当該退職等年金給付の受給権者に係る請求等（請求、申請、届出又は申出をいう。以下この号及び第十五号において同じ。）の受理、その請求等に係る事実についての審査又はその請求等に対する応答に関する事務	十二 地方公務員等共済組合法による退職等年金給付の支給及び当該退職等年金給付の受給権者に係る請求等（請求、申請、届出又は申出をいう。以下この号及び第十四号において同じ。）の受理、その請求等に係る事実についての審査又はその請求等に対する応答に関する事務
十三 地方公務員等共済組合法附則第十九条の二第一項の一時金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 十四 略	〔新設〕 十三 同上
第四十六条の二の六 法別表九十一の二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。	〔新設〕
一 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第四条第一項若しくは第五条第一項の許可の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務	
二 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第七条又は第十六条の三第三項の特別永住者証明書の交付に関する事務	
三 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第十条第一項の住居地の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務	
四 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第十条第二項の新住居地の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務	
五 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第十条第一項の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務	
六 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第十二条第一項若しくは第二項の特別永住者証明書の有効期間の更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務	

七 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第十 三 条第一項若しくは第十四条第一項若しくは第三項の特別永住者証明書の再交付の申請の受 理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 八 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第十 六 条の特別永住者証明書の返納に関する事務 九 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第十 六 条の二第七項の特定特別永住者証明書の交付に関する事務 十 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第十 六 条の三第二項の特定特別永住者証明書の返納に関する事務 第四十六條の二の七 「略」	第四十六條の二の六 「同上」
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の一部改正）

第二条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	第二条 法第十九条第八号の別表行政機関等のうち特定個人番号利用事務を処理する者として主務省令で定めるものは、次の表の第一欄に掲げる者とし、同号の法別表の各項の下欄に掲げる事務（準法定事務を含む。）のうち、迅速に特定個人情報の提供を受けることによつて効率化を図るべきものとして主務省令で定めるものは、次の表の第二欄に掲げる事務とし、同号の利用特定個人情報を記録した特定個人情報ファイルを保有する者として主務省令で定める別表行政機関等又は法務大臣は、同表の第三欄に掲げる者とし、同号の特定個人番号利用事務を処理するために必要な特定個人情報として主務省令で定めるものは、同表の第四欄に掲げる情報とする。	情報照会者	一 厚生労働大臣	特定個人番号利用事務	健康保険法（大正十一年法律第七十号）第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務又は同法による保険医若しくは保険薬剤師の登録に関する事務であつて次条で定めるもの
		情報提供者	市町村長（特別区の区長を含む。以下この条において同じ。）	利用特定個人情報	「略」
改正前	第二条 「同上」	情報照会者	一 厚生労働大臣	特定個人番号利用事務	健康保険法（大正十一年法律第七十号）第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務又は同法による保険医若しくは保険薬剤師の登録に関する事務であつて次条で定めるもの
		情報提供者	市町村長（特別区の区長を含む。以下この条において同じ。）	利用特定個人情報	「同上」
		官	出入国在留管理庁長	出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）によ	定めるもの

	二 全国健康保険協会	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であつて第四条で定めるものの		
	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険法（平成九年法律第百二十三号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報（以下この条において「介護保険給付等関係情報」という。）であつて第四条で定めるもの	〔略〕	〔略〕
出入国在留管理庁長	〔略〕	〔略〕	〔略〕	る外国人の出入国の管理に関する情報（以下この条において「出入国関係情報」という。）、同法による外国人の在留カードの交付に関する情報（以下この条において「在留カード関係情報」という。）又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）による特別永住者証明書の交付に関する情報（以下この条において「特別永住者証明書関係情報」という。）であつて次条で定めるもの
出入国関係情報、在留するもの				
	二 全国健康保険協会	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であつて第四条で定めるものの		
	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険法（平成九年法律第百二十三号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報（以下この条において「介護保険給付等関係情報」という。）であつて第四条で定めるもの	〔同上〕	〔同上〕
			〔同上〕	〔同上〕

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

百七 市町村長	[略]	児童手当法による児童手当又は旧特例給付の支給に関する事務であつて第百九条で定めるもの	[略]	[略]	出入国在留管理庁長官	厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	[略]	[略]	年金給付関係情報であつて第百九条で定めるもの	係情報であつて第八十七条で定めるもの	基金	で定めるもの
百十五 後期高齢者医療広域連合	[略]	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であつて第百十七条で定めるもの	[略]	[略]	市町村長	[略]	[略]	[略]	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であつて第百十七条で定めるもの	出入国関係情報、在留カード関係情報又は特別永住者証明書関係情報であつて第百十七条で定めるもの	出入国在留管理庁長官	[略]
百二十三 厚生労働大臣	[略]	救急救命士法（平成三年法律第三十六号）による救急救命士の免許に関する事務であつて第百二十五条で定めるもの	[略]	[略]	法務大臣	[略]	[略]	[略]	戸籍関係情報であつて第百二十五条で定めるもの	戸籍関係情報であつて第百二十五条で定めるもの	法務大臣	[略]
百二十三の二 出入国在留管理庁	[略]	日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱し	[略]	[略]	法務大臣	[略]	[略]	[略]	戸籍関係情報であつて第百二十五条で定めるもの	戸籍関係情報であつて第百二十五条で定めるもの	法務大臣	[略]

百七 市町村長	[同上]	児童手当法による児童手当又は旧特例給付の支給に関する事務であつて第百九条で定めるもの	[同上]	[同上]	厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	[同上]	[同上]	[同上]	年金給付関係情報であつて第百九条で定めるもの	[同上]	[同上]	の
百十五 後期高齢者医療広域連合	[同上]	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であつて第百十七条で定めるもの	[同上]	[同上]	市町村長	[同上]	[同上]	[同上]	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であつて第百十七条で定めるもの	[同上]	[同上]	[同上]
百二十三 厚生労働大臣	[同上]	救急救命士法（平成三年法律第三十六号）による救急救命士の免許に関する事務であつて第百二十五条で定めるもの	[同上]	[同上]	法務大臣	[同上]	[同上]	[同上]	戸籍関係情報であつて第百二十五条で定めるもの	[同上]	[同上]	[同上]

[illegible]

第三条 前条の表一の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第三十八条の全国健康保険協会が管掌する健康保険（次条において「全国健康保険協会管掌健康保険」という。）の被保険者による被扶養者の届出に係る事実についての審査に関する事務（次条第十八号に掲げる事務を除く。） 次に掲げる情報

「イ
ハ
略」

ニ 当該届出に係る被扶養者に係る出入国管理及び難民認定法第九条第一項、第十条第八項若しくは第十一条第四項の上陸許可の証印、同法第九条第四項の記録又は同法第二十五条第一項の出国の確認に関する情報（以下「出入国関係情報」という。）

当該届出に係る被扶養者に係る出入国管理及び難民認定法第十九条の六、第十九条の十

第二項（同法第十九条の十一第三項、第十九条の十二第二項及び第十九条の十三第四項において準用する場合を含む。）、第十九条の十五の四第三項、第二十二條第三項（同法第二十二條の二第四項（同法第二十二條の三において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）若しくは第五十條第七項の在留カード、同法第十九条の十五の二第六項の特定在留カード又は同法第二十條第四項（同法第二十一條第四項、第二十二條の二第

三項（同法第二十二條の三において準用する場合を含む。）及び第六十一條の二の五第三項において準用する場合を含む。）若しくは第六十一條の二の二第二項の措置に係る在留カードの交付に関する情報（以下「在留カード関係情報」という。）

ヘ 当該届出に係る被扶養者に係る日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第七條、第十一條第二項（同法第十二條第三項、第十三條第二項及び第十四條第四項において準用する場合を含む。）若しくは第十六條の三第三項の特別永住者証明書又は同法第十六條の二第七項の特定特別永住者証明書の交付に関する情報（以下「特別永住者証明書関係情報」という。）

ト・チ
「略」

「二略」

第四條 第二條の表二の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

「一〇四略」

五 健康保険法第八十七條第一項（同法第一百十條第七項において準用する場合を含む。）の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者による療養費若しくは家族療養費の支給の申請又は同法第三百三十二條（同法第四百十條第二項において準用する場合を含む。）の日雇特例被保険者（日雇特例被保険者であった者を含む。第十号及び第十一号を除き、以下この条において同じ。）による療養費若しくは家族療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者又は当該者の被扶養者に係る出入国関係情報

六 健康保険法第九十九條第一項の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者による傷病手当金の支給の申請又は同法第三百三十五條第一項の日雇特例被保険者による傷病手当金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る次に掲げる情報

「イハ略」

「七略」

八 健康保険法第一百條の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者による出産育児一時金の支給の申請又は同法第三百三十七條の日雇特例被保険者による出産育児一時金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

イ 当該申請を行う者に係る医療保険各法による出産育児一時金若しくは家族出産育児一時金又は出産費若しくは家族出産費の支給に関する情報

ロ 当該申請を行う者又は当該者の被扶養者に係る出入国関係情報

九・十
「略」

十一 健康保険法第六六條の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者であった者による出産育児一時金の支給の申請若しくは同法第三百三十七條の日雇特例被保険者であった者による出産育児一時金の支給の申請又は同法第三百十四條の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者による家族出産育児一時金の支給の申請若しくは同法第三百十四條第一項の日雇特例被保険

「新設」

ニ・チ
「同上」

「二同上」

第四條 「同上」

「一〇四 同上」

「新設」

五 健康保険法第九十九條第一項の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者による傷病手当金の支給の申請又は同法第三百三十五條第一項の日雇特例被保険者（日雇特例被保険者であった者を含む。第九号及び第十号を除き、以下この条において同じ。）による傷病手当金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る次に掲げる情報

「イハ 同上」

「同上」

七 健康保険法第一百條の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者による出産育児一時金の支給の申請又は同法第三百三十七條の日雇特例被保険者による出産育児一時金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る医療保険各法による出産育児一時金若しくは家族出産育児一時金又は出産費若しくは家族出産費の支給に関する情報

「新設」

「新設」

八・九
「同上」

「同上」

者（日雇特例被保険者であつた者を含む。）による家族出産育児一時金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報			
イハ	略		
ニ	当該申請を行う者又は当該者の被扶養者に係る出入国関係情報		
ニノニ	略		
十八	健康保険法施行規則第三十八条の全国健康保険協会管掌健康保険の任意継続被保険者による被扶養者の届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報		
イニ	略		
ホ	当該届出に係る被扶養者に係る出入国関係情報		
ヘ	当該届出に係る被扶養者に係る在留カード関係情報		
ロ	当該届出に係る被扶養者に係る特別永住者証明書関係情報		
ル	略		
十九	略		
二十	健康保険法施行規則第五十条第一項の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者の被扶養者に係る確認に関する事務 次に掲げる情報		
イニ	略		
ホ	当該確認に係る被扶養者に係る出入国関係情報		
ヘ	当該確認に係る被扶養者に係る在留カード関係情報		
ロ	当該確認に係る被扶養者に係る特別永住者証明書関係情報		
ル	略		
ニノニ	略		
二十六	健康保険法施行規則第二百二十条の日雇特例被保険者による被扶養者の届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報		
イニ	略		
ホ	当該届出に係る被扶養者に係る出入国関係情報		
ヘ	当該届出に係る被扶養者に係る在留カード関係情報		
ロ	当該届出に係る被扶養者に係る特別永住者証明書関係情報		
ル	略		
二十七	略		
第五条 第二条の表三の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。			
一五	略		
六	健康保険法第八十七条第一項（同法第一百十条第七項において準用する場合を含む。）の組合管掌健康保険の被保険者による療養費又は家族療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者又は当該者の被扶養者に係る出入国関係情報		
七ハ	略		
九	健康保険法第一百一条の組合管掌健康保険の被保険者による出産育児一時金の支給の申請に		
		イハ	同上
		ニ	新設
		ニノニ	同上
		十八	同上
		イニ	同上
		ホ	新設
		ヘ	新設
		ロ	新設
		ル	同上
		十九	同上
		イニ	同上
		ホ	新設
		ヘ	新設
		ロ	新設
		ル	同上
		ニノニ	同上
		二十六	同上
		イニ	同上
		ホ	新設
		ヘ	新設
		ロ	新設
		ル	同上
		二十七	同上
		第五条 「同上」	
		一五	同上
		新設	
		七ハ	同上
		八	健康保険法第一百一条の組合管掌健康保険の被保険者による出産育児一時金の支給の申請に

係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報	
イ	当該申請を行う者に係る医療保険各法による出産育児一時金若しくは家族出産育児一時金又は出産費若しくは家族出産費の支給に関する情報
ロ	当該申請を行う者又は当該者の被扶養者に係る出入国関係情報
十一	略
十二	健康保険法第六十六条の組合管掌健康保険の被保険者であった者による出産育児一時金の支給の申請又は同法第一百四十四条の組合管掌健康保険の被保険者による家族出産育児一時金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報
「イハ」	略
十二	当該申請を行う者又は当該者の被扶養者に係る出入国関係情報
十三	略
十九	健康保険法施行規則第三十八条の組合管掌健康保険の被保険者による被扶養者の届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報
「イニ」	略
ホ	当該届出に係る被扶養者に係る出入国関係情報
ヘ	当該届出に係る被扶養者に係る在留カード関係情報
ト	当該届出に係る被扶養者に係る特別永住者証明書関係情報
チ	略
二十	略
二十一	健康保険法施行規則第五十条第一項の組合管掌健康保険の被保険者の被扶養者に係る確認に関する事務 次に掲げる情報
「イニ」	略
ホ	当該確認に係る被扶養者に係る出入国関係情報
ヘ	当該確認に係る被扶養者に係る在留カード関係情報
ト	当該確認に係る被扶養者に係る特別永住者証明書関係情報
チ	略
二十二	略
七	第七条 第二条の表五の項で定める事務は、船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）第二十六条の被保険者による被扶養者の届出に係る事実についての審査に関する事務（次条第九号及び第九条第十三号に掲げる事務を除く。）とし、同項で定める情報は、次に掲げる情報とする。
「一三」	略
四	当該届出に係る被扶養者に係る出入国関係情報
五	当該届出に係る被扶養者に係る在留カード関係情報
六	当該届出に係る被扶養者に係る特別永住者証明書関係情報
七	略
八	略
係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る医療保険各法による出産育児一時金若しくは家族出産育児一時金又は出産費若しくは家族出産費の支給に関する情報	
「新設」	
「新設」	
九	同上
十	同上
「新設」	
「イハ」	同上
「新設」	
十三	同上
十八	同上
「イニ」	同上
「新設」	
「新設」	
ホ	同上
チ	同上
二十	同上
「イニ」	同上
「新設」	
「新設」	
ホ	同上
チ	同上
二十一	同上
七	第七条 第二条の表五の項で定める事務は、船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）第二十六条の被保険者による被扶養者の届出に係る事実についての審査に関する事務（次条第九号及び第九条第十二号に掲げる事務を除く。）とし、同項で定める情報は、次に掲げる情報とする。
「一三」	同上
「新設」	
「新設」	
「新設」	
四	同上

第八条 第二条の表六の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

「一・二 略」

三 船員保険法第六十四条第一項（同法第七十六条第六項において準用する場合を含む。）の療養費又は家族療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者又は当該者の被扶養者に係る出入国関係情報

四〇六 略

七 船員保険法第七十三条第一項の出産育児一時金又は同法第八十一条の家族出産育児一時金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

イ 当該申請を行う者又は当該者の被扶養者に係る医療保険各法による出産育児一時金若しくは家族出産育児一時金又は出産費若しくは家族出産費の支給に関する情報

ロ 当該申請を行う者又は当該者の被扶養者に係る出入国関係情報

ハ・九 略

十 船員保険法施行規則第二十六条の疾病任意継続被保険者による被扶養者の届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

「イ 略」

ロ 当該届出に係る被扶養者に係る出入国関係情報

ハ 当該届出に係る被扶養者に係る在留カード関係情報

ニ 当該届出に係る被扶養者に係る特別永住者証明書関係情報

ホ・ト 略

十一 略

十二 船員保険法施行規則第三十八条第一項の被保険者の被扶養者に係る確認に関する事務 次に掲げる情報

「イ 略」

ロ 当該確認に係る被扶養者に係る出入国関係情報

ハ 当該確認に係る被扶養者に係る在留カード関係情報

ニ 当該確認に係る被扶養者に係る特別永住者証明書関係情報

ホ・ト 略

十三 略

第九条 第二条の表七の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

「一・二 略」

三 船員保険法第六十四条第一項（同法第七十六条第六項において準用する場合を含む。）の療養費又は家族療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行

第八条 「同上」

「一・二 同上」

「新設」

三〇五 同上

六 船員保険法第七十三条第一項の出産育児一時金又は同法第八十一条の家族出産育児一時金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者又は当該者の被扶養者に係る医療保険各法による出産育児一時金若しくは家族出産費若しくは家族出産費の支給に関する情報

「新設」

「新設」

七・八 同上

九 同上

「イ 同上」

「新設」

「新設」

「新設」

ホ・ニ 同上

十 同上

十一 同上

「イ 同上」

「新設」

「新設」

「新設」

ホ・ニ 同上

十二 同上

第九条 「同上」

「一・二 同上」

「新設」

う者又は当該者の被扶養者に係る出入国関係情報

四〇六 〔略〕

七 船員保険法第七十三条第一項の出産育児一時金又は同法第八十一条の家族出産育児一時金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

〔イ・ロ 略〕

ハ 当該申請を行う者又は当該者の被扶養者に係る出入国関係情報

八〇七二 〔略〕

十三 船員保険法施行規則第二十六条の疾病任意継続被保険者による被扶養者の届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

〔イハ 略〕

二 当該届出に係る被扶養者に係る出入国関係情報

ホ 当該届出に係る被扶養者に係る在留カード関係情報

ヘ 当該届出に係る被扶養者に係る特別永住者証明書関係情報

ト 〔略〕

十四 船員保険法施行規則第三十八条第一項の被保険者の被扶養者に係る確認に関する事務次に掲げる情報

〔イハ 略〕

二 当該確認に係る被扶養者に係る出入国関係情報

ホ 当該確認に係る被扶養者に係る在留カード関係情報

ヘ 当該確認に係る被扶養者に係る特別永住者証明書関係情報

ト 〔略〕

十五〇二四 〔略〕

第五十条 第二条の表四十八の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

〔一・二 略〕

三 地方税法第二十四条の五第三項及び第二百九十五条第三項の均等割の非課税措置、同法第三十四条第一項第六号及び第三項並びに第三百十四條の二第一項第六号及び第三項の障害者控除、同法第三十四条第一項第八号及び第三百十四條の二第一項第八号の寡婦控除、同法第三十四条第一項第八号の二及び第三百十四條の二第二項第八号の二のひとり親控除、同法第三十四条第一項第十号及び第三百十四條の二第二項第十号の配偶者控除、同法第三十四条第一項第十号の二及び第三百十四條の二第二項第十号の二の配偶者特別控除、同法第三十四条第一項第十一号及び第四項並びに第三百十四條の二第二項第十一号及び第四項の扶養控除、同法第三十四条第一項第十二号及び第三百十四條の二第二項第十二号の特定親族特別控除、同法第三百十一條の均等割の税率の軽減、同法附則第三条の三第一項、第二項、第四項若しくは第五項の所得割の非課税措置等、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の三の十一第一項の所得金額調整控除又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第四条第一項第三号の森林環境税の非課税措置の適用に関する事務 納税義務者又は当該

三〇五 〔同上〕

六 〔同上〕

〔イ・ロ 同上〕

〔新設〕

七〇一 〔同上〕

十二 〔同上〕

〔イハ 同上〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

二 〔同上〕

三 〔同上〕

〔イハ 同上〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

二 〔同上〕

十四〇二三 〔同上〕

第五十条 〔同上〕

〔一・二 同上〕

三 地方税法第二十四条の五第三項及び第二百九十五条第三項の均等割の非課税措置、同法第三十四条第一項第六号及び第三項並びに第三百十四條の二第一項第六号及び第三項の障害者控除、同法第三十四条第一項第八号及び第三百十四條の二第一項第八号の寡婦控除、同法第三十四条第一項第八号の二及び第三百十四條の二第二項第八号の二のひとり親控除、同法第三十四条第一項第十号及び第三百十四條の二第二項第十号の配偶者控除、同法第三十四条第一項第十号の二及び第三百十四條の二第二項第十号の二の配偶者特別控除、同法第三十四条第一項第十一号及び第四項並びに第三百十四條の二第二項第十一号及び第四項の扶養控除、同法第三百十一條の均等割の税率の軽減、同法附則第三条の三第一項、第二項、第四項若しくは第五項の所得割の非課税措置等、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の三の十一第一項の所得金額調整控除又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第四条第一項第三号の森林環境税の非課税措置の適用に関する事務 納税義務者又は当該納税義務者の配偶者、扶養親族若しくは当該納税義務者と生計を一にする子（他の者の同一

納税義務者の配偶者、扶養親族若しくは特定親族若しくは当該納税義務者と生計を一にする子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）に係る次に掲げる情報 「イ・ロ 略」 「四〇六 略」 七 地方税法第三百十九条の二第一項の納税通知書の交付に関する事務 納税者に係る出入国関係情報 八〇九 略 十一 地方税法第三百二十九条第一項の督促に関する事務 納税者に係る出入国関係情報 十二 地方税法第三百三十一条第一項の滞納処分に関する事務 滞納者に係る出入国関係情報 十三〇二七 略 十八 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和四十四年大蔵省・自治省令第一号）第十一条の届出に係る事実についての審査に関する事務 納税義務者に係る在留カード関係情報 第五十一条 第二条の表四十九の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。 「一〇十四 略」 十五 地方税法第七百三十九条の五第一項の滞納処分に関する事務 滞納者に係る出入国関係情報 十六 略 第五十七条の三 第二条の表五十五の三の項で定める事務は、出入国管理及び難民認定法第十九条の十八第二項の特定技能所属機関による届出に係る事実についての審査に関する事務とし、同表五十五の三の項で定める情報は、次に掲げる情報とする。 一 当該届出に係る者に係る医療保険被保険者等資格に関する情報 二 当該届出に係る者に係る失業等給付関係情報 第五十七条の四 第二条の表五十五の四の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。 「一〇五 略」 第五十九条 第二条の表五十七の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。 「一・二 略」 三 私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第五十六条第一項（同法第五十七条第七項において準用する場合を含む。）の私立学校教職員共済制度の加入者による療養費又は家族療養費の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務 当該請求を行う者又は当該者の被扶養者に係る出入国関係情報				生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）に係る次に掲げる情報 「イ・ロ 同上」 「四〇六 同上」 「新設」 七〇九 同上 「新設」 「新設」 「新設」 「新設」 「新設」 第五十一条 「同上」 「一〇十四 同上」 「新設」 十五 「同上」 「新設」
第五十九条 「同上」 「一・二 同上」 「新設」	第五十七条の三 第二条の表五十五の三の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。 「一〇五 同上」 第五十九条 「同上」			

四・五 〔略〕

六 私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第六十一条第一項の私立学校教職員共済制度の加入者による出産費の支給の請求又は私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第六十一条第三項の私立学校教職員共済制度の加入者による家族出産費の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

イ 当該請求に係る子及び当該請求を行う者又は当該者の被扶養者に係る戸籍関係情報

ロ 当該請求を行う者又は当該者の被扶養者に係る出入国関係情報

七 私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第六十一条第二項の私立学校教職員共済制度の加入者であった者に係る出産費の支給の請求に係る事実についての審査又は出産費の支給に関する事務 次に掲げる情報

イ 略

ロ 当該支給の請求を行う者に係る出入国関係情報

ハ 略

八 略

九 私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法附則第十三条の二第一項の私立学校教職員共済制度の加入者による一時金の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務 当該請求を行う者に係る出入国関係情報

十 略

十一 私立学校教職員共済法施行規則第一条の五の私立学校教職員共済制度の加入者による被扶養者の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

イ 略

ロ 当該申請に係る被扶養者に係る出入国関係情報

ハ 当該申請に係る被扶養者に係る在留カード関係情報

ヘ 当該申請に係る被扶養者に係る特別永住者証明書関係情報

ト 略

二十一 略

第六十条 第二条の表五十八の項で定める事務のうち、厚生年金保険の実施者である厚生労働大臣に係るものは、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報のうち、厚生年金保険の実施者である厚生労働大臣に係るものは、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 厚生年金保険法第二十六条第一項の申出（同法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者（次号及び第三号において「第一号厚生年金被保険者」という。）に係るものに限る。）に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

イ・ロ 略

二 厚生年金保険法による第一号厚生年金被保険者であった期間に基づく保険給付の支給及び当該保険給付の受給権者に関する事務 次に掲げる情報

三・四 〔同上〕

五 私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第六十一条第一項の私立学校教職員共済制度の加入者による出産費の支給の請求又は私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第六十一条第三項の私立学校教職員共済制度の加入者による家族出産費の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務 当該請求に係る子及び当該請求を行う者又は当該者の被扶養者に係る戸籍関係情報

〔新設〕

〔新設〕

六 〔同上〕

イ 同上

〔新設〕

ロ 同上

七 同上

〔新設〕

八 同上

九 同上

イ 同上

〔新設〕

〔新設〕

ロ 同上

十九 同上

第六十条 〔同上〕

一 厚生年金保険法第二十六条第一項の申出（同法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者（次号において「第一号厚生年金被保険者」という。）に係るものに限る。）に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

イ・ロ 同上

二 〔同上〕

	「イ 略」 ロ 当該申請等に係る者に係る雇用保険法第十三条第一項の基本手当、同法第六十一条第一項の高年齢雇用継続基本給付金又は同法第六十一条の二第一項の高年齢再就職給付金の支給に関する情報 「ハ・ホ 略」 ヘ 当該申請等に係る者に係る在留カード関係情報 ト 当該申請等に係る者に係る特別永住者証明書関係情報 チ・リ 略 三 厚生年金保険法附則第二十九条第一項の第一号厚生年金被保険者であつた期間に基づく脱退一時金の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報 イ 当該請求を行う者に係る出入国関係情報 ロ 当該請求を行う者に係る在留カード関係情報 ハ 当該請求を行う者に係る特別永住者証明書関係情報 二 第二条の表五十八の項で定める事務のうち、厚生年金保険の実施者である国家公務員共済組合連合会に係るものは、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報のうち、厚生年金保険の実施者である国家公務員共済組合連合会に係るものは、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。 一 厚生年金保険法第二十六条第一項の申出（同法第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者（次号及び第三号において「第二号厚生年金被保険者」という。）に係るものに限る。）に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報 「イ・ロ 略」 二 厚生年金保険法による第二号厚生年金被保険者であつた期間に基づく保険給付の支給及び当該保険給付の受給権者に関する事務 次に掲げる情報 「イ 略」 ロ 当該申請等に係る者に係る雇用保険法第十三条第一項の基本手当、同法第六十一条第一項の高年齢雇用継続基本給付金又は同法第六十一条の二第一項の高年齢再就職給付金の支給に関する情報 「ハ・ト 略」 三 厚生年金保険法附則第二十九条第一項の第二号厚生年金被保険者であつた期間に基づく脱退一時金の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務 当該請求を行う者に係る出入国関係情報 二 第二条の表五十八の項で定める事務のうち、厚生年金保険の実施者である地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会に係るものは、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報のうち、厚生年金保険の実施者である地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会に係るものは、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。 一 厚生年金保険法第二十六条第一項の申出（同法第二条の五第一項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者（次号及び第三号において「第三号厚生年金被保険者」という。）に係るものに限る。）に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報	
	「イ 同上」 ロ 当該申請等に係る者に係る失業等給付関係情報 「ハ・ホ 同上」 「新設」 「新設」 「新設」 「同上」 「新設」 「同上」 「同上」 二 厚生年金保険法第二十六条第一項の申出（同法第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者（次号）において「第二号厚生年金被保険者」という。）に係るものに限る。）に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報 「イ・ロ 同上」 二 「同上」 「イ 同上」 ロ 当該申請等に係る者に係る失業等給付関係情報 「ハ・ト 同上」 「新設」 「同上」 三 厚生年金保険法第二十六条第一項の申出（同法第二条の五第一項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者（次号）において「第三号厚生年金被保険者」という。）に係るものに限る。）に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報	

二 厚生年金保険法による第三号厚生年金被保険者であつた期間に基づく保険給付の支給及び当該保険給付の受給権者に関する事務 次に掲げる情報 〔イ 略〕 ロ 当該申請等に係る者に係る雇用保険法第十三条第一項の基本手当、同法第六十一条第一項の高年齢雇用継続基本給付金又は同法第六十一条の二第一項の高年齢再就職給付金の支給に関する情報 〔ハスト 略〕 三 厚生年金保険法附則第二十九条第一項の第三号厚生年金被保険者であつた期間に基づく脱退一時金の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務 当該請求を行う者に係る出入国関係情報 四 第二条の表五十八の項で定める事務のうち、厚生年金保険の実施者である日本私立学校振興・共済事業団に係るものは、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報のうち、厚生年金保険の実施者である日本私立学校振興・共済事業団に係るものは、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。 一 厚生年金保険法第二十六条第一項の申出（同法第二条の五第一項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者（次号及び第三号）において「第四号厚生年金被保険者」という。）に係るものに限る。）に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報 〔イ・ロ 略〕 二 厚生年金保険法による第四号厚生年金被保険者であつた期間に基づく保険給付の支給及び当該保険給付の受給権者に関する事務 次に掲げる情報 〔イ 略〕 ロ 当該申請等に係る者に係る雇用保険法第十三条第一項の基本手当、同法第六十一条第一項の高年齢雇用継続基本給付金又は同法第六十一条の二第一項の高年齢再就職給付金の支給に関する情報 〔ハスト 略〕 三 厚生年金保険法附則第二十九条第一項の第四号厚生年金被保険者であつた期間に基づく脱退一時金の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務 当該請求を行う者に係る出入国関係情報 第六十七條 第二条の表六十五の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。 〔一・二 略〕 三 国家公務員共済組合法第五十六条第一項（同法第五十七条第七項において準用する場合を含む。）の共済組合の組合員による療養費又は家族療養費の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務 当該請求を行う者又は当該者の被扶養者に係る出入国関係情報 四 六 略 七 国家公務員共済組合法第六十一条第一項の共済組合の組合員による出産費の支給の請求に	〔イ・ロ 略〕 二 厚生年金保険法による第三号厚生年金被保険者であつた期間に基づく保険給付の支給及び当該保険給付の受給権者に関する事務 次に掲げる情報 〔イ 略〕 ロ 当該申請等に係る者に係る雇用保険法第十三条第一項の基本手当、同法第六十一条第一項の高年齢雇用継続基本給付金又は同法第六十一条の二第一項の高年齢再就職給付金の支給に関する情報 〔ハスト 略〕 三 厚生年金保険法附則第二十九条第一項の第三号厚生年金被保険者であつた期間に基づく脱退一時金の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務 当該請求を行う者に係る出入国関係情報 四 第二条の表五十八の項で定める事務のうち、厚生年金保険の実施者である日本私立学校振興・共済事業団に係るものは、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報のうち、厚生年金保険の実施者である日本私立学校振興・共済事業団に係るものは、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。 一 厚生年金保険法第二十六条第一項の申出（同法第二条の五第一項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者（次号及び第三号）において「第四号厚生年金被保険者」という。）に係るものに限る。）に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報 〔イ・ロ 略〕 二 厚生年金保険法による第四号厚生年金被保険者であつた期間に基づく保険給付の支給及び当該保険給付の受給権者に関する事務 次に掲げる情報 〔イ 略〕 ロ 当該申請等に係る者に係る雇用保険法第十三条第一項の基本手当、同法第六十一条第一項の高年齢雇用継続基本給付金又は同法第六十一条の二第一項の高年齢再就職給付金の支給に関する情報 〔ハスト 略〕 三 厚生年金保険法附則第二十九条第一項の第四号厚生年金被保険者であつた期間に基づく脱退一時金の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務 当該請求を行う者に係る出入国関係情報 第六十七條 第二条の表六十五の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。 〔一・二 略〕 三 国家公務員共済組合法第五十六条第一項（同法第五十七条第七項において準用する場合を含む。）の共済組合の組合員による療養費又は家族療養費の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務 当該請求を行う者又は当該者の被扶養者に係る出入国関係情報 四 六 略 七 国家公務員共済組合法第六十一条第一項の共済組合の組合員による出産費の支給の請求に	〔イ・ロ 同上〕 二 〔同上〕 〔イ 同上〕 ロ 当該申請等に係る者に係る失業等給付関係情報 〔ハスト 同上〕 〔新設〕 〔一・二 同上〕 〔新設〕 三 五 同上 〔新設〕	〔イ・ロ 同上〕 二 〔同上〕 〔イ 同上〕 ロ 当該申請等に係る者に係る失業等給付関係情報 〔ハスト 同上〕 〔新設〕 〔同上〕 一 厚生年金保険法第二十六条第一項の申出（同法第二条の五第一項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者（次号）において「第四号厚生年金被保険者」という。）に係るものに限る。）に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報 〔イ・ロ 同上〕 二 〔同上〕 〔イ 同上〕 ロ 当該申請等に係る者に係る失業等給付関係情報 〔ハスト 同上〕 〔新設〕	〔イ・ロ 同上〕 二 〔同上〕 〔イ 同上〕 ロ 当該申請等に係る者に係る失業等給付関係情報 〔ハスト 同上〕 〔新設〕 〔同上〕 一 厚生年金保険法第二十六条第一項の申出（同法第二条の五第一項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者（次号）において「第四号厚生年金被保険者」という。）に係るものに限る。）に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報 〔イ・ロ 同上〕 二 〔同上〕 〔イ 同上〕 ロ 当該申請等に係る者に係る失業等給付関係情報 〔ハスト 同上〕 〔新設〕	〔イ・ロ 同上〕 二 〔同上〕 〔イ 同上〕 ロ 当該申請等に係る者に係る失業等給付関係情報 〔ハスト 同上〕 〔新設〕 〔同上〕 一 厚生年金保険法第二十六条第一項の申出（同法第二条の五第一項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者（次号）において「第四号厚生年金被保険者」という。）に係るものに限る。）に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報 〔イ・ロ 同上〕 二 〔同上〕 〔イ 同上〕 ロ 当該申請等に係る者に係る失業等給付関係情報 〔ハスト 同上〕 〔新設〕	〔イ・ロ 同上〕 二 〔同上〕 〔イ 同上〕 ロ 当該申請等に係る者に係る失業等給付関係情報 〔ハスト 同上〕 〔新設〕 〔同上〕 一 厚生年金保険法第二十六条第一項の申出（同法第二条の五第一項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者（次号）において「第四号厚生年金被保険者」という。）に係るものに限る。）に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報 〔イ・ロ 同上〕 二 〔同上〕 〔イ 同上〕 ロ 当該申請等に係る者に係る失業等給付関係情報 〔ハスト 同上〕 〔新設〕
--	---	--	---	---	---	---

係る事実についての審査に関する事務 当該請求を行う者に係る出入国関係情報 八 国家公務員共済組合法第六十一条第二項の共済組合の組合員であつた者による出産費の支給の請求又は同条第三項の共済組合の組合員による家族出産費の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報 「イハ 略」 二 当該請求を行う者又は当該者の被扶養者に係る出入国関係情報 九 略 十八 国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）第八十八条の共済組合の組合員による被扶養者の申告に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報	六 「同上」 「イハ 同上」 「新設」 七 同上 十六 「同上」
「イニ 略」 ホ 当該申告に係る被扶養者に係る出入国関係情報 ヘ 当該申告に係る被扶養者に係る在留カード関係情報 ト 当該申告に係る被扶養者に係る特別永住者証明書関係情報 チ 略 十九 国家公務員共済組合法施行規則第九十二条第一項の共済組合の組合員の被扶養者に係る確認に関する事務 次に掲げる情報 「イニ 略」 ホ 当該確認に係る被扶養者に係る出入国関係情報 ヘ 当該確認に係る被扶養者に係る在留カード関係情報 ト 当該確認に係る被扶養者に係る特別永住者証明書関係情報 チ 略 二十 略	「イニ 同上」 「新設」 「新設」 「新設」 チ 同上 十七 「同上」 「イニ 同上」 「新設」 「新設」 「新設」 チ 同上 十八 同上
第六十九条 第二条の表六十七の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。 一 国家公務員共済組合法附則第十三条の二第一項の一時金の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務 当該請求に係る者に係る出入国関係情報 二 平成二十四年一元化法附則第三十七条第二項及び第四十一条第一項の規定により国家公務員共済組合連合会が支給するものとされた給付に係る申請、届出その他の行為（以下この号において「申請等」という。）に関する事務 当該申請等に係る者に係る失業等給付関係情報	第六十九条 第二条の表六十七の項で定める事務は、平成二十四年一元化法附則第三十七条第二項及び第四十一条第一項の規定により国家公務員共済組合連合会が支給するものとされた給付に係る申請、届出その他の行為（以下この条において「申請等」という。）に関する事務とし、同表六十七の項で定める情報は、当該申請等に係る者に係る失業等給付関係情報とする。 「新設」 「新設」
第七十一条 第二条の表六十九の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。 「一 略」	第七十一条 「同上」 「一 同上」

二 国民健康保険法第五十四条第一項又は第五十四条の三第七項の療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る出入国関係情報 三 国民健康保険法第五十八条第一項（同法第五十九条第七項において準用する場合	〔新設〕 二 同上 三 同上
十一 国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）第二条第一項、第三条、第四条第一項、第十一条、第十二条又は第十三条第一項（第四条第一項及び第十一条を除き、これらの規定を同令第二十条において読み替えて準用する場合を含む。）の届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報 「イ」へ 略	「イ」へ 同上 〔新設〕 〔新設〕 〔新設〕
ト 当該届出を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る在留カード関係情報 チ 当該届出を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る特別永住者証明書関係情報 十二 十九 略	同上 同上 同上
第七十五条 第二条の表七十三の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。 一 国民年金法による被保険者の資格に係る届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報 「イ」ハ 略	第七十五条 同上 一 同上 「イ」ハ 同上 〔新設〕 〔新設〕 〔新設〕
ニ 当該届出に係る者に係る出入国関係情報 ホ 当該届出に係る者に係る在留カード関係情報 ヘ 当該届出に係る者に係る特別永住者証明書関係情報 二 国民年金法による給付に係る申請、届出その他の行為（以下この号において「申請等」という。）に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報 「イ」ハ 略	同上 同上 同上 同上 同上
ニ 当該申請等に係る者に係る在留カード関係情報 ホ 当該申請等に係る者に係る特別永住者証明書関係情報 ヘ 略 三 五 略	同上 同上 同上 同上
六 国民年金法附則第九条の三の二第二項の脱退一時金の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報 イ 当該請求を行う者に係る出入国関係情報 ロ 当該請求を行う者に係る在留カード関係情報 ハ 当該請求を行う者に係る特別永住者証明書関係情報	〔新設〕 同上 同上 同上
第八十五条 第二条の表八十三の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。 「一・二 略	第八十五条 同上 同上 同上

を含む。の共済組合の組合員による療養費又は家族療養費の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務 当該請求を行う者又は当該者の被扶養者に係る出入国関係情報	
四〇七	略
八	地方公務員等共済組合法第六十三条第一項の共済組合の組合員による出産費の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務 当該請求を行う者に係る出入国関係情報
九	地方公務員等共済組合法第六十三条第二項の共済組合の組合員であつた者による出産費の支給の請求又は同条第三項の共済組合の組合員による家族出産費の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報
イハ	略
二	当該請求を行う者又は当該者の被扶養者に係る出入国関係情報
十ハ	略
十九	地方公務員等共済組合法施行規程（昭和三十七年総理府・文部省・自治省令第一号）第九十四条の共済組合の組合員による被扶養者の申告に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報
イニ	略
ホ	当該申告に係る被扶養者に係る出入国関係情報
ヘ	当該申告に係る被扶養者に係る在留カード関係情報
ロ	当該申告に係る被扶養者に係る特別永住者証明書関係情報
リ	略
二十	地方公務員等共済組合法施行規程第九十七条第一項の共済組合の組合員の被扶養者に係る確認に関する事務 次に掲げる情報
イニ	略
ホ	当該確認に係る被扶養者に係る出入国関係情報
ヘ	当該確認に係る被扶養者に係る在留カード関係情報
ロ	当該確認に係る被扶養者に係る特別永住者証明書関係情報
リ	略
二十一	略
八十七	第二条の表八十五の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。
一	地方公務員等共済組合法附則第十九条の二第一項の一時金の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務 当該請求を行う者に係る出入国関係情報
二	平成二十四年一元化法附則第六十一条第二項及び第六十五条第一項の規定により地方公務員共済組合（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合）にあつて

三六	同上
新設	
七	同上
イハ	同上
新設	
ハ	同上
十七	同上
イニ	同上
新設	
新設	
新設	
ホ	同上
十八	同上
イニ	同上
新設	
新設	
新設	
ホ	同上
十九	同上
八十七	第二条の表八十五の項で定める事務は、平成二十四年一元化法附則第六十一条第二項及び第六十五条第一項の規定により地方公務員共済組合（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合）にあつては、全国市町村職員共済組合連合会が支給するものとされた給付に係る申請、届出その他の行為（以下この条において「申請等」という。）に関する事務とし、同表八十五の項で定める情報は、当該申請等に係る者に係る次に掲げる情報とする。
一	地方公務員災害補償法第二十八条の二第二項の傷病補償年金、同法第二十九条第一項の障害補償年金又は同法第三十一条の遺族補償年金の支給に関する情報
二	失業等給付関係情報

は、<u>全国市町村職員共済組合連合会</u>）が支給するものとされた給付に係る申請、届出その他の行為（以下この条において「申請等」という。）に関する事務 次に掲げる情報 イ <u>当該申請等に係る者に係る地方公務員災害補償法第二十八条の二第一項の傷病補償年金、同法第二十九条第一項の障害補償年金又は同法第三十一条の遺族補償年金の支給に関する情報</u> ロ <u>当該申請等に係る者に係る失業等給付関係情報</u>	は、<u>全国市町村職員共済組合連合会</u>）が支給するものとされた給付に係る申請、届出その他の行為（以下この条において「申請等」という。）に関する事務 次に掲げる情報 イ <u>当該申請等に係る者に係る地方公務員災害補償法第二十八条の二第一項の傷病補償年金、同法第二十九条第一項の障害補償年金又は同法第三十一条の遺族補償年金の支給に関する情報</u> ロ <u>当該申請等に係る者に係る失業等給付関係情報</u>
第百九条 第二条の表百七の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。 一 児童手当法第七条第一項（旧児童手当法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）又は第二項の児童手当又は旧特例給付の受給資格及びその額についての認定の請求に係る事実についての審査に関する事務 当該請求に係る一般受給資格者又は施設等受給資格者に係る次に掲げる情報 イ <u>出入国関係情報</u> ロ <u>在留カード関係情報</u> ハ <u>特別永住者証明書関係情報</u> ニ <u>年金給付関係情報</u>	第百九条 [同上] 一 児童手当法第七条第一項（旧児童手当法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）又は第二項の児童手当又は旧特例給付の受給資格及びその額についての認定の請求に係る事実についての審査に関する事務 当該請求に係る一般受給資格者又は施設等受給資格者に係る<u>年金給付関係情報</u> イ <u>出入国関係情報</u> ロ <u>在留カード関係情報</u> ハ <u>特別永住者証明書関係情報</u> ニ <u>年金給付関係情報</u>
二 児童手当法第九条第一項（旧児童手当法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）の児童手当又は旧特例給付の額の改定の請求に係る事実についての審査に関する事務 当該請求に係る一般受給資格者又は施設等受給資格者に係る次に掲げる情報 イ <u>出入国関係情報</u> ロ <u>在留カード関係情報</u> ハ <u>特別永住者証明書関係情報</u> ニ <u>年金給付関係情報</u>	二 児童手当法第九条第一項（旧児童手当法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）の児童手当又は旧特例給付の額の改定の請求に係る事実についての審査に関する事務 当該請求に係る一般受給資格者又は施設等受給資格者に係る<u>年金給付関係情報</u> イ <u>出入国関係情報</u> ロ <u>在留カード関係情報</u> ハ <u>特別永住者証明書関係情報</u> ニ <u>年金給付関係情報</u>
三 児童手当法第二十六条（同条第二項を除き、旧児童手当法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）の届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出に係る一般受給資格者又は施設等受給資格者に係る次に掲げる情報 イ <u>出入国関係情報</u> ロ <u>在留カード関係情報</u> ハ <u>特別永住者証明書関係情報</u> ニ <u>年金給付関係情報</u>	三 児童手当法第二十六条（同条第二項を除き、旧児童手当法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）の届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出に係る一般受給資格者又は施設等受給資格者に係る<u>年金給付関係情報</u> イ <u>出入国関係情報</u> ロ <u>在留カード関係情報</u> ハ <u>特別永住者証明書関係情報</u> ニ <u>年金給付関係情報</u>
第百十七条 第二条の表百十五の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。 「一 略」 二 高齢者の医療の確保に関する法律第七十七条第一項又は第八十二条第七項の療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る<u>出入国関係情報</u> 三 略	第百十七条 [同上] 「一 同上」 「新設」 二 同上 三 同上

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	ハ 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第十条第一項若しくは第二項の被保険者の資格取得の届出又は同令第二十六条の被保険者の資格喪失の届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出に係る被保険者に係る次に掲げる情報 イ 医療保険被保険者等資格に関する情報 ロ 出入国関係情報 ハ 在留カード関係情報 ニ 特別永住者証明書関係情報 九 十二 略 七 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第十条第一項若しくは第二項の被保険者の資格取得の届出又は同令第二十六条の被保険者の資格喪失の届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出に係る被保険者に係る医療保険被保険者等資格に関する情報 ハ 十一 同上 第百二十五条の二 第二条の表百二十三の二の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定めるとする。 一 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第四条第一項の許可の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る戸籍関係情報 二 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第五条第一項の許可の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者及び当該者の父又は母に係る戸籍関係情報 〔新設〕 第百四十三条 第二条の表百四十一の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。 一 独立行政法人日本学生支援機構法第十四条第一項の学資貸与金の貸与又は同法第十七条の二第一項の学資支給金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報 「イ」 略 ロ 学資金申請者に係る在留カード関係情報 ワ 学資金申請者に係る特別永住者証明書関係情報 カ 略 二 六 略 第百四十三条 同上 一 同上 「イ」 同上 〔新設〕 〔新設〕 ワ 同上 二 六 同上
--	---

附 則

この命令は、出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律の施行の日又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行の日のいずれか遅い日から施行する。